

忠岡町クリーンセンター整備運営委員会設置条例

(設置)

第1条 この条例は、忠岡町クリーンセンターの整備及び運営事業に関し、必要な事項を定めるため、忠岡町クリーンセンター整備運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 実施方針に関すること。
- (2) 受託事業者の選定に関すること。
- (3) 募集要領、仕様書等の作成に関すること。
- (4) その他運営管理の効率化に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民で組織する団体の代表者
- (3) 産業関係の代表者
- (4) 本町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、議事に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民部生活環境課が行う。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 忠岡町報酬及び費用弁償条例（昭和28年忠岡町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

クリーンセンター整備運営委員会委員	同	8,000円
-------------------	---	--------